

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本方針1 地域包括ケアシステムの強化・充実

1-1 地域包括支援センターの運営

(1) 地域包括支援センターの適正な運営

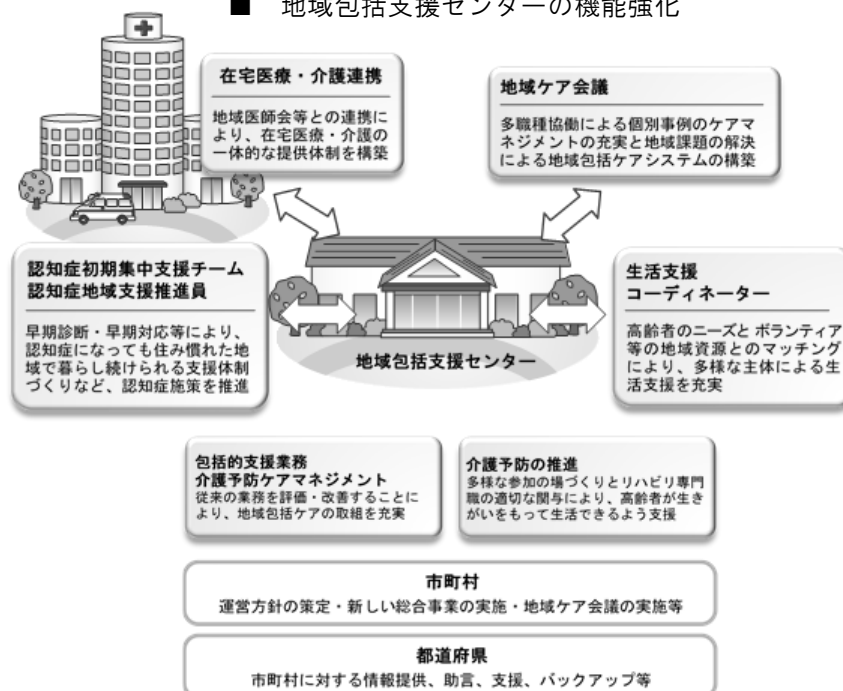
現状と課題を適切に把握するとともに、業務量に応じた適切な人員配置、センター間や担当課との業務の役割分担の明確化と連携強化、PDCAの充実による効果的な運営の継続の観点から、複合的に機能強化を図ります。また、住み慣れた地域で暮らし続けられることで迎える最期に向けた終活について関連部署と連携します。

取組み

- ① 総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を適切に実施します。
- ② 夜間、休日の相談体制を検討します。
- ③ 三職種を含む専門職や事務職の配置を検討します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
地域包括支援センター相談数(件)	8,809	8,869	8,929

■ 地域包括支援センターの機能強化



(2) 地域ケア会議の推進・活用

地域ケア会議では、支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うため、多様な関係者で個別ケースの検討を行うとともに、検討により共有された地域課題を地域づくりや社会資源の開発、政策形成に結び付け、地域包括ケアを推進しています。

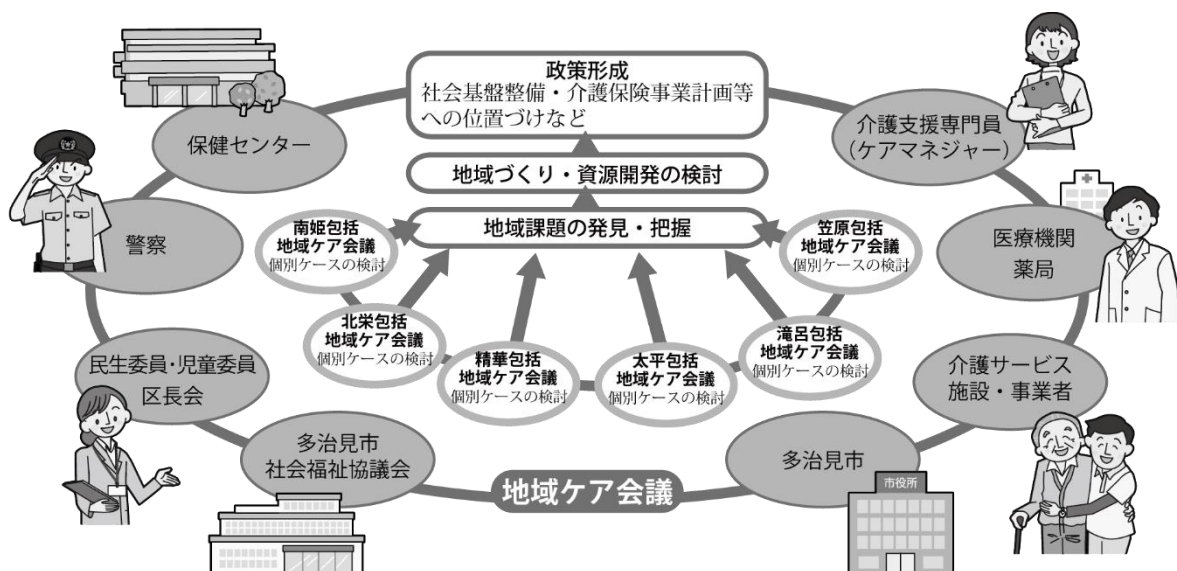
地域包括支援センターを中心に多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの検討を行うとともに、必要に応じて蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、ネットワークを構築するとともに、地域包括ケアシステムの体制整備のための施策を立案します。

取組み

- ①地域ケア会議を開催し、専門職を含めた関係機関と情報の共有を図ります。
- ②地域ケア会議において地域課題の把握と整理をします。
- ③課題の解決に向けた対応策を関係機関との連携・検討し施策に繋がります。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
地域ケア会議のケース数(件)	40	43	45

■ 地域ケア会議の推進



1-2 生活支援体制の充実

(1) 生活支援サービスの整備

在宅生活の高齢者にとって、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による見守りや家事支援などのサービスが重要となります。地域の実状に応じた効率の良いサービスの提供が可能となるよう、生活支援サービスの整備を推進します。

取組み

- ①地域の実状に応じた生活支援サービスを構築します。
- ②住民主体によるサービスの運営を支援します。
- ③既存の生活支援サービスの実施状況を把握し、活用について情報提供を行います。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
住民主体サービス利用者数(人)	40	50	60

(2) 生活支援コーディネーター、協議体の設置

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において生活支援等サービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）業務を担います。

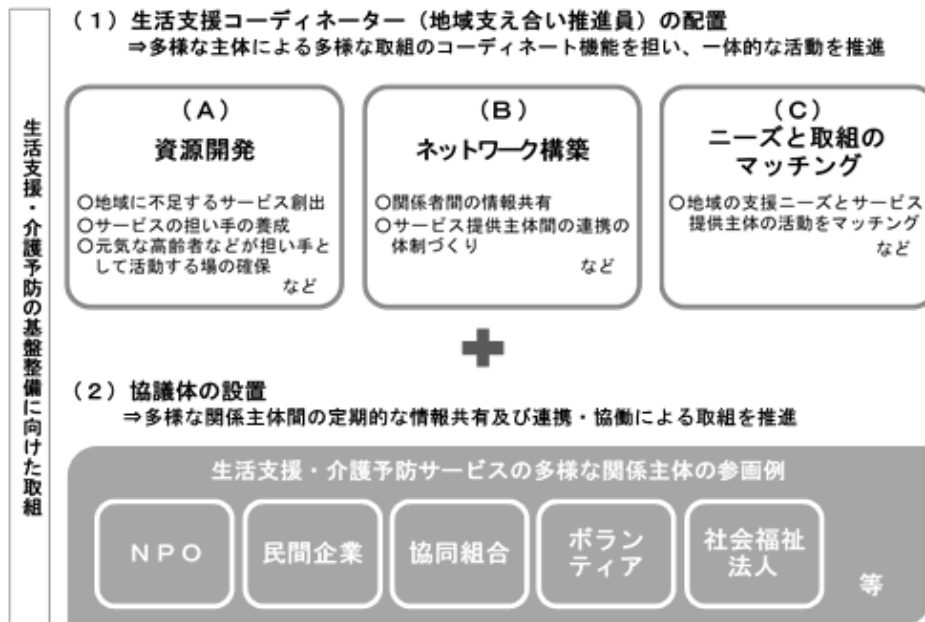
本市においては、第一層（市全域）における生活支援コーディネーターを中心に、地域住民等と地域における支え合い体制の整備を進める中で、第二層（小学校圏域）の実状に詳しい人材を見出し、第二層生活支援コーディネーターとして配置します。

取組み

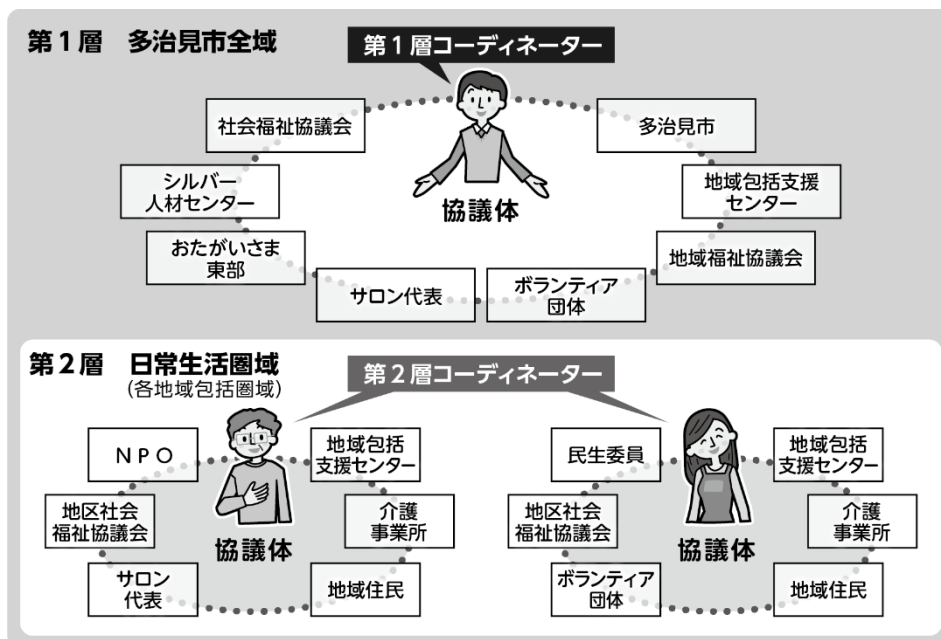
- ①第一層生活支援コーディネーター（市全域）が地域における支え合い体制づくりを推進します。
- ②第二層生活支援コーディネーター（小学校圏域）を配置します。
- ③第一層協議体（市全域）における情報共有や連携強化を図ります。
- ④第二層協議体（小学校圏域）の充実を図ります。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
第二層生活支援コーディネーターの配置数(小学校圏域)	4	6	8
第二層協議体の設置数(小学校圏域)	8	9	10

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



■ 多治見市が目指す協議体と生活支援コーディネーターのイメージ



1-3 地域で住み続けられる環境整備

(1) 住み慣れた地域で生活するための支援

身近に買い物する店舗が立地しない郊外地域の住宅団地等においては、買い物するための移動手段がないなど、買い物弱者の問題が顕在化していることから、自宅から近い場所で生活サービスが得られるよう、買い物支援やインターネット販売や宅配サービスなど、多様な手段による生活維持の手段について普及を図ります。

また、まちづくり施策と連携し、拠点地域における生活サービスの維持・誘導を図るとともに、支援を必要とする高齢者を対象として、多様な在宅サービスを提供し、高齢者が継続して住み慣れた地域で自立的な在宅生活がおくれるよう支援します。

取組み

- ①まちづくり施策と連携し、介護事業所等の適正な配置を図ります。
- ②通信手段による物品購入など多様な手法によるサービスの普及を図ります。
- ③バスやタクシーによる移動手段の確保・移動支援を実施します。
- ④介護用品購入助成、緊急通報装置、救急医療情報キットの事業を周知し、利用に繋がめます。
- ⑤低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を検討します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
通信手段による物品購入などの講座の開催数(回)	2	2	2
コミュニティバス中心市街地線の平日1日あたりの乗車人数(人/日)	390	405	420
地域あいのりタクシーの導入地区数(地区)	16	18	20
緊急通報装置設置台数	210	210	210
救急医療キット利用者数(人)	3,000	3,050	3,100

(2) 介護者に対する支援

要介護高齢者の生活は、介護保険サービスだけでなく、家族の支援が重要となります。高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、安定した在宅介護の継続のため、在宅介護の質の向上や介護者の負担軽減になるような取組みを推進していきます。

取組み

- ①介護事業所、民間企業と連携し、家族介護者の研修会等を開催します。
- ②身近な場所に相談場所を設置し、市民の相談窓口を拡大します。
- ③要介護状態になる前の高齢者に対し、家族支援の重要性を周知します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
介護事業所と連携した家族介護者研修会の開催数(回)	1	1	1
介護家族交流会の開催数(回)	6	6	6
身近な場所における出張相談会の開催数(回)	40	40	40

1-4 介護人材の確保・育成

(1) ライフサポーター（生活支援員）の拡充

介護予防・日常生活支援総合事業の担い手となるライフサポーター（生活支援員）の育成を推進するとともに、活用について、広く周知していきます。

取組み

- ① ライフサポーター（生活支援員）育成講座を開催します。
- ② ライフサポーター（生活支援員）の活用について、ボランティア団体等に周知します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
ライフサポーター育成講座の受講延人数(人)	80	90	100

(2) 介護従事者の働きやすい環境づくり

働きやすい職場環境の整備の一環として、国や県の制度を活用した介護ロボット等の導入・活用や関連事業について事業所へ情報提供を行い、介護現場の業務改善を支援します。また、介護職をより知ってもらうために、小中学生を対象とした出張講座実施を支援します。

取組み

- ① 介護ロボットの活用の促進のために県と情報共有し、事業所へ情報提供します。
- ② 地域医療介護総合確保基金の積極的な活用のために、事業所へ情報提供します。
- ③ 資格取得に伴う費用の補助を実施します。
- ④ 介護事業所に対する業務改善支援について県と情報共有し、事業所へ情報提供します。
- ⑤ 介護事業所による小中学生を対象とした、介護職の出張講座の実施を支援します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
資格取得補助人数(人)	0	3	6

1-5 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の利用推進

認知症高齢者の権利を守るため、(特非)東濃成年後見センターにおいて成年後見制度の利用促進に関する情報の提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを行い、制度の利用促進を図るとともに、認知症相談窓口において後見申立の支援を行います。

取組み

- ①成年後見制度の広報・啓発を行います。
- ②成年後見制度に係る相談を実施・支援します。
- ③低所得者を支援するため、利用支援事業を実施します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
東濃成年後見センター相談数(人)	27	29	31
親族申出の支援者数(人)	9	10	11

(2) 中核機関の設置

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。また、各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」の運営を担います。さらに、権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断を行います。

取組み

- ①受任調整会議を行い、適切な後見人等を調整します。
- ②不正防止や不適切な実務を是正するため、後見人等への支援を行います。
- ③広域設置によりノウハウを蓄積し、今後の相談に活かします。
- ④協議会を設置し、地域課題の検討・調整・解決に取り組めます。

基本方針2 介護予防・健康づくりの充実・推進

2-1 一般介護予防の推進

(1) 身近な地域における健康維持に対する支援

身近な地域における健康増進や介護予防のための活動への参加機会を提供するとともに、地域主体による健康増進・介護予防活動に対する支援を行います。

取組み

- ①身近な地域において健康教室や介護予防教室を開催します。
- ②地区担当の保健師などにより、地域の健康づくりを推進します。
- ③地域の高齢者が自主的に集い、開催する健康増進・介護予防活動を支援します。
- ④たじみ健康ハッピープランに基づく食生活・運動・喫煙対策を推進します。
- ⑤一般介護予防事業やサロンへ運動指導士等の専門職派遣事業を実施します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
サロン等における介護予防教室の開催数(回)	140	150	160
健康づくり推進員による体操教室開催回数(回)	150	160	170
地域サロンへの運動指導士等の派遣事業の実施回数(回)	140	140	140
一般介護予防事業実施地域数(地域)	9	10	11

(2) 介護予防・重症化防止の推進

健康寿命の延伸につなげるために、中年期から健康意識を高め、運動習慣や規則正しい食習慣の定着を図り、重症化予防に向けて取組みます。

取組み

- ①高齢者の健診結果から対象者を把握し、集いの場等を活用した個別的支援を実施します。
- ②栄養・口腔機能低下の予防に関する情報を提供します。
- ③健康診査の受診を促進します。
- ④自宅においても健康を維持できるための支援を検討します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
節目歯科検診(70歳)の受診率(%)	5	6	7
特定検診(65歳以上)受診率(%)	50	50	50
すこやか健診(75歳以上)受診率(%)	23	23	23

2-2 在宅医療・介護の連携強化

(1) 医療・介護の切れ目ない提供体制の強化

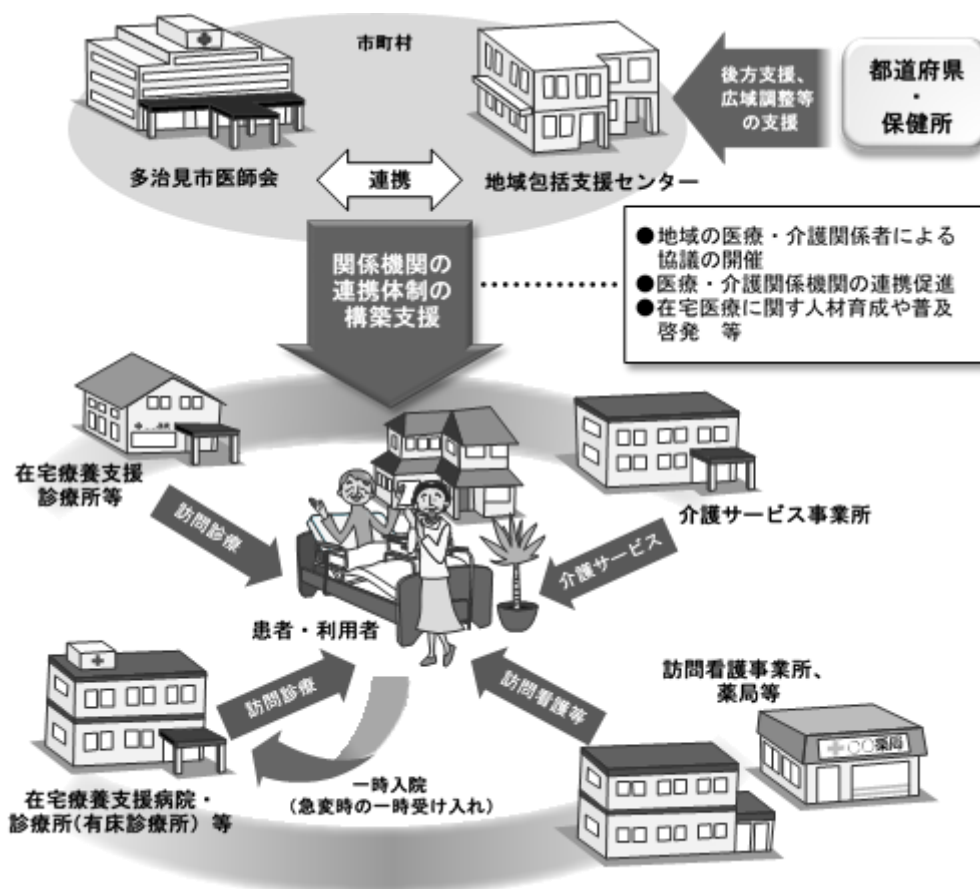
医療・介護の切れ目ない提供体制の構築のため、多様な手法を用いて医療機関・介護事業所との情報連携を実施します。

取組み

- ①医療・介護関係者間での連携シートを用いて情報連携を行います。
- ②「多治見市在宅歯科医療連携室」を運営します。
- ③身近な地域において在宅医療・介護連携への理解向上のための説明会を開催します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
地域における在宅医療・介護連携に関する説明会の開催数(回)	24	24	24

■ 在宅医療・介護連携



(2) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口により、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付け、調整・情報提供などにより連携を支援します。

取組み

- ①医療介護連携相談の窓口を運営します。
- ②地域包括支援センターやケアマネジャーなどとの連携強化を支援します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
医師等による連携相談支援窓口の相談件数(件)	18	19	20

(3) 医療・介護の資源の整理

医療・介護のサービスや施設について、適切な情報を市民に届けるために、地域の医療・介護資源を閲覧できるサイトを掲載して、市民が医療と介護が必要になった際にスムーズに利用できるよう支援していきます。

取組み

- ①地域の医療・介護資源の継続的な把握を行い情報提供します。
- ②在宅医療・介護連携推進会議等において課題の抽出、検討・情報共有を図ります。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
在宅医療・介護連携推進会議の開催数(回)	2	2	2

(4) 在宅医療・介護関係者への研修の実施

在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに関係者間の連携を図ることを目的に、多職種の関係者による研修会を開催します。

取組み

- ①関係者の連携実現に向けた研修会を開催します。
- ②関係団体が開催する既存の研修会について、情報収集・活用します。

基本方針3 認知症施策の推進

3-1 認知症に対する理解と啓発

(1) 認知症サポーター養成の充実

認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症高齢者やその家族を見守る「応援者（サポーター）」を養成します。さらに、認知症の方やその家族を支援する知識を深めるための研修を推進し、地域での活動を支援します。

取組み

- ①市民、学生、企業を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施します。
- ②認知症サポーターのステップアップ研修や交流会等を開催するとともに、地域での活動支援を行います。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
認知症サポーター養成講座の開催数(回)	30	32	34
認知症サポーターステップアップ研修等の開催数(回)	2	2	2

(2) 認知症理解に関する取組みの実施

多くの市民が認知症を正しく理解し、見守りにつながる取組みとして、研修会を開催や認知症本人からの発信を支援します。

また、市で開催しているおとどけセミナーや地域包括支援センターの出張講座において、認知症に関する講座を開催し、認知症に対する理解の向上を図ります。

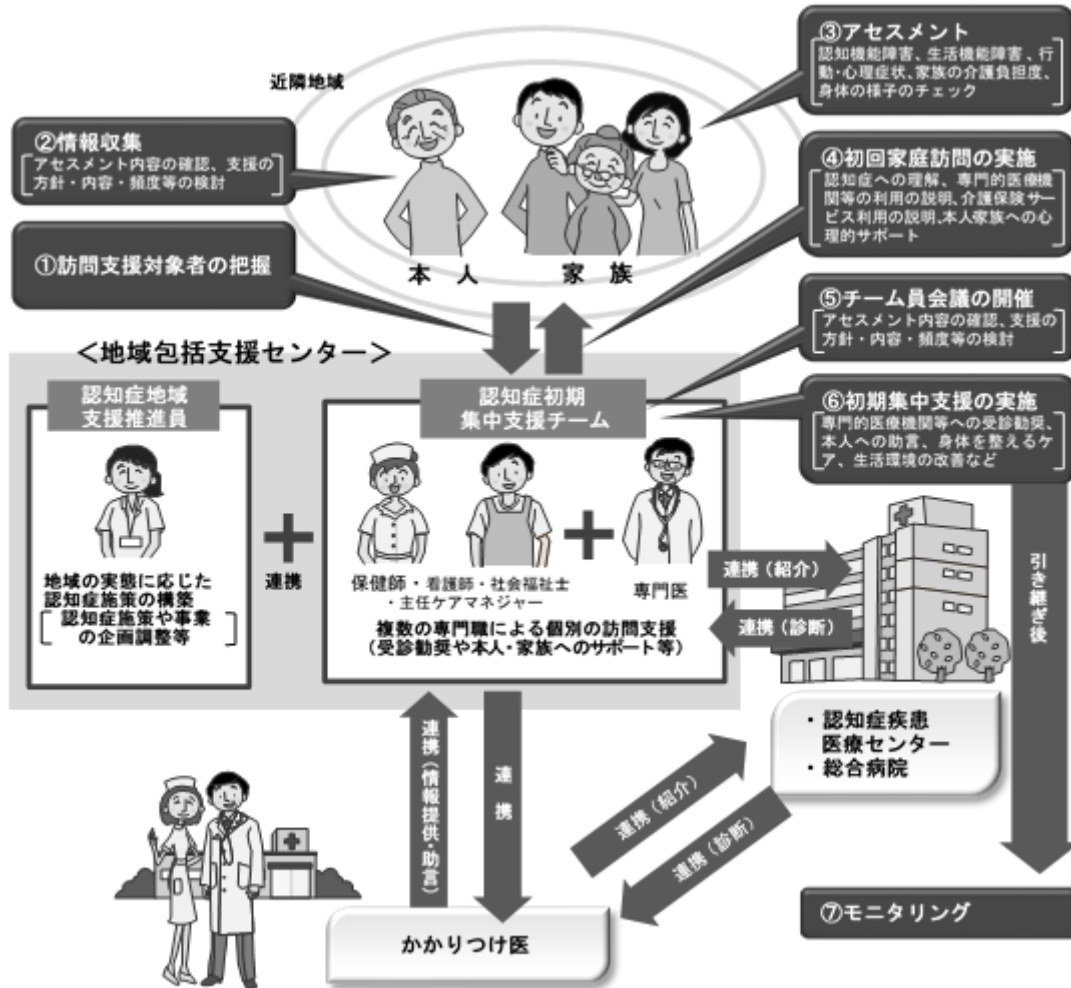
さらに、認知症地域支援推進員の周知と利用促進、認知症初期集中支援チームの役割周知など、関係機関との連携の強化を推進し、認知症の方やその家族が医療・介護サービス等を適切に利用できるよう支援していきます。

取組み

- ①市民を対象とした認知症理解に関する研修会等を開催します。
- ②認知症本人・家族からの情報発信を支援します。
- ③認知症地域支援推進員の周知と利用促進を行います。
- ④認知症初期集中支援チームについて、その役割を広く市民に周知します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
認知症初期集中支援チームによる支援者数(人)	15	16	17

■ 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員



3-2 認知症予防の推進と早期発見支援

(1) 認知症予防に資する活動の推進

運動不足の改善や糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の予防に資する可能性があることから、介護予防と同様に、運動・栄養・口腔・社会参加など幅広い視点で、認知症予防に関する講座等を実施します。

取組み

- ①身近な地域において、認知症予防講座等を開催します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
認知症予防講座の開催数(回)	50	53	55

(2) 早期発見・支援体制の充実

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の方に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携の強化を推進します。また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組みに対しては医療機関等へ協力要請を行います。

取組み

- ①医療機関等と連携した早期発見・早期対応できる体制を整備します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
医療従事者向け研修会の開催数(回)	1	1	1
認知機能改善教室の開催数(回)	1	1	1

3-3 認知症高齢者等とその家族への支援

(1) 本人・家族介護者の支援

認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の本人からの発信支援に取り組めます。

また、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、「通いの場」における活動の推進や「認知症ケアパス」の活用など、予防を含めた認知症への「備え」として取組を推進します。

さらに、認知症の家族介護者の負担の軽減や介護離職を防止するため、地域における支援体制の構築や多様なサービスのマネジメントを行います。

取組み

- ①身近な場所による、認知症の方及び介護者が集う認知症カフェの開設・運営を支援します。
- ②家族介護者の負担を軽減するために、上手なサービス活用方法を提案します。
- ③地域での見守り体制を支援します。（みまもりシール事業、あんしん声掛け訓練）
- ④「認知症ケアパス」の情報発信、活用推進を実施します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
認知症カフェの開催団体数(団体)	10	11	12
みまもりシール事業登録者数(人)	23	27	30
行方不明高齢者検索模擬訓練の実施回数(回)	1	1	1

基本方針4 高齢者の活躍推進

4-1 役割を持てる生活への支援

(1) 高齢者の活躍支援

高齢者がいつまでも元気で生活するためには、生きがいと役割を持つことが大切です。高齢者が社会参加できるために、高齢者の団体等の活動を支援します。

取組み

- ① 高齢者団体等の事業活動を支援します。
- ② 高齢者団体等の既存団体・組織と連携し、生活支援の担い手を育成・確保します。
- ③ ボランティアポイント制度などのボランティア支援策を検討します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
シルバー人材センター業務委託数(件)	24	25	26

(2) 高齢者の集いの場への支援

本市では、「ひまわりサロン」が中心となり、高齢者が集う場の役割を担っています。そのため、今後もひまわりサロンの活動を支援することで、高齢者の集いの場の充実を図ります。

郊外地域の住宅団地などを中心に空き家が増加していることから、空き家を活用した身近な地域での高齢者の集いの場づくりの活動を支援します。

また、集会所についてトイレの改修（和式から洋式へ）や手すり・スロープの設置などの改修を行い、高齢者が集いやすい環境の整備を進めていきます。

取組み

- ① 高齢者集いの場の活動費の助成、備品整備を進めます。
- ② 郊外地域における空き家を活用した身近な集いの場づくりの活動を支援します。
- ③ 高齢者集いの場への参加率向上を目指します。
- ④ 集いの場におけるトイレ改修、手すり・スロープ設置工事の費用を補助します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
ひまわりサロンへの参加者数(人)	1,800	1,850	1,900
集会所等のバリアフリー化整備件数(件)	6	6	6

4-2 地域の支え合い活動の支援

(1) ボランティア団体等への支援

地域で高齢者の暮らしを支えるためには、介護や福祉などの専門職だけでなく、地域のボランティアや企業もその担い手となることが重要になります。地域のボランティア団体等の活動について支援を行うとともに、高齢者が地域で支え合いの体制の主役となるよう、仕組みづくりを支援します。

取組み

- ①高齢者団体等の活動を支援し、地域における福祉活動の活性化を図ります。
- ②高齢者の生活を便利にし、支援する企業活動の情報を収集・情報共有します。
- ③地域力向上推進会議の活動を支援します。

(2) 地域の見守り支援

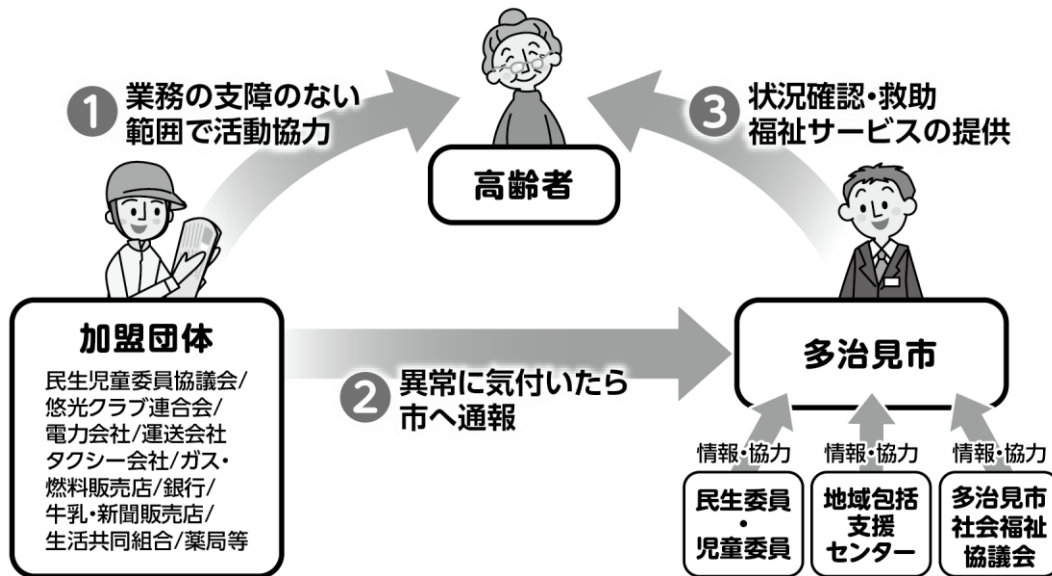
高齢者の身体の急変など、異常事態に即座に対応するとともに、これらの事態に対する日頃の高齢者の不安を解消するため、見守りや通報の体制を構築します。

取組み

- ①「孤立死ゼロ・虐待死ゼロのまち協力隊」と連携し、見守り活動を実施します。
- ②配食型見守りサービスにより、見守り活動を実施します。
- ③実状に即した緊急通報システムの見直しを行います。
- ④民生委員・児童委員・福祉委員の活動を支援します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
「孤立死ゼロ・虐待死ゼロのまち協力隊」加盟団体数(団体)	91	92	93

■ 「孤独死ゼロ/虐待死ゼロのまち協力隊」の流れ



基本方針5 介護保険サービスの適正化

5-1 介護保険サービスの適正な提供

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

要介護者に対して生活面での自立に向けたサポートを行うため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、買い物や通院等の外出介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関することなど、日常生活に必要な世話をを行います。

■ 訪問介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
訪問介護	回数(回)					

② 訪問入浴・介護予防訪問入浴

身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、要支援・要介護者の自宅を訪問し、簡易浴槽による入浴の介護を行います。

■ 訪問入浴・介護予防訪問入浴のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
訪問入浴	回数(回)					
介護予防訪問入浴	回数(回)					

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

療養生活の支援と心身機能の維持回復を図るため、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援・要介護者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

■ 訪問看護・介護予防訪問看護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
訪問看護	回数(回)					
介護予防訪問看護	回数(回)					

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法士・作業療法士が要支援・要介護者の自宅を訪問して、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

■ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
訪問リハビリテーション	回数(回)					
介護予防 訪問リハビリテーション	回数(回)					

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法士・作業療法士が要支援・要介護者の自宅を訪問して、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

■ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
居宅療養管理指導	人数(人)					
介護予防 居宅療養管理指導	人数(人)					

⑥通所介護（デイサービス）

心身機能の維持と社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談・助言、機能訓練、レクリエーションを行います。

■ 通所介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
通所介護	回数(回)					
介護予防通所介護	回数(回)					

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り日常生活上での自立を図るため、要支援・要介護者が老人保健施設や病院・診療所などへ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助ける理学療法・作業療法などのリハビリを行います。

リハビリテーションサービスは医療から介護への円滑移行を推進していますが、本市は通所リハビリテーションサービス提供事業所数（認定者1万対）、通所リハビリテーションの利用率が他市と比較して低くなっています。8期計画中に要因分析し、9期計画以降に改善策を講じます。

■ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
通所リハビリテーション	人数(人)					
介護予防 通所リハビリテーション	回数(回)					

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、要支援・要介護者が特別養護老人ホームなどへ短期入所し、当該施設において入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

■ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
短期入所生活介護	日数(日)					
介護予防 短期入所生活介護	日数(日)					

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所した利用者に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の世話などのサービスを行います。

■ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
短期入所療養介護	日数(日)					
介護予防 短期入所療養介護	日数(日)					

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

(有料老人ホーム、ケアハウス)

有料老人ホーム、ケアハウスに入所している要支援・要介護者に入浴・排泄・食事などの介護、生活などに関する相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

■ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
特定施設入居者 生活介護	人数(人)					
介護予防 特定施設 入居者生活介護	人数(人)					

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

家庭での日常生活上の便宜を図るため、心身機能が低下し日常生活に支障がある要支援・要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸し出しを行います。

■ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
福祉用具貸与	人数(人)					
介護予防福祉用具貸与	人数(人)					

⑫ 特定福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具貸与

家庭での日常生活上の便宜を図るため、日常生活に支障のある要支援・要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費を支給します。

■ 特定福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具貸与のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
特定福祉用具貸与	人数(人)					
介護予防 特定福祉用具貸与	人数(人)					

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、家庭での日常生活上の便宜を図るため、日常生活に支障のある要支援・要介護者が、手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を支給します。

■ 住宅改修・介護予防住宅改修のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
住宅改修	人数(人)					
介護予防住宅改修	人数(人)					

⑭居宅介護支援・介護予防居宅介護支援（ケアマネジメント）

要介護者（要支援者）が居宅サービスを適切に利用するため、それぞれの心身の状況、置かれている環境、意向などを勘案して居宅サービス計画を作成し、この計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者などの連絡調整、その他のサービス提供を行います。また、要介護者が介護保険施設に入所する場合は、介護保険施設を紹介します。

■ 居宅介護支援・介護予防居宅介護支援のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
居宅介護支援	人数(人)					
介護予防居宅介護支援	人数(人)					

(2) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者に対し、入浴・排泄・食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

■ 介護老人福祉施設のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
介護老人福祉施設	人数(人)					

②介護老人保健施設

入院治療の必要がない要介護者に対して、看護、医療的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

■ 介護老人保健施設のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
介護老人保健施設	人数(人)					

③介護療養型医療施設

療養型病床群などを持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療行為を行います。

※2023年（令和5年）3月末に廃止予定。

■ 介護療養型医療施設のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
介護療養型医療施設	人数(人)				-	-

④介護医療院

長期にわたる療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理のもとで介護や機能訓練などを行います。

■ 介護医療院のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
介護医療院	人数(人)					

(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅介護を支えるため、日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回訪問と随時対応を行います。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数(人)					

② 認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要支援・要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行います。

■ 認知症対応型通所介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
認知症対応型通所介護	人数(人)					

③ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要支援・要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」、「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続の支援を行います。

■ 認知症対応型通所介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
認知症対応型通所介護	人数(人)					

④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある要支援・要介護者について、共同生活を営むべき住居において、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

7期計画（12事業所）より、1事業所（2ユニット・18人）の整備を行う。

■ 認知症対応型共同生活介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
認知症対応型 共同生活介護	人数(人)					

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者に対し、定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所させて、入浴・排泄・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	人数(人)					

⑥地域密着型通所介護

利用定員18人以下の通所介護事業所で、心身機能の維持と社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談・助言、機能訓練、レクリエーションを行います。

■ 地域密着型通所介護のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
地域密着型通所介護	回数(回)					

(4) 地域支援事業

①介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに対して、地域の実状に応じて効果的かつ効率的に実施することができるサービスを提供します。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス見込み量

		第8期目標値			将来推計	
		令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
予防訪問介護相当サービス	件数(件)					
訪問型サービス A	件数(件)					
訪問型サービス B	件数(件)					
予防通所介護相当サービス	件数(件)					
通所型サービス A	件数(件)					
通所型サービス B	件数(件)					

(5) 包括的支援事業

① 地域包括支援センター事業

■ 地域包括支援センター事業の見込み

	第8期目標値			将来推計	
	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
地域包括支援センター事業					

② 在宅医療・介護連携推進事業

■ 在宅医療・介護連携推進事業の見込み

	第8期目標値			将来推計	
	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
在宅医療・介護連携推進事業					

③ 認知症総合支援事業

■ 認知症総合支援事業の見込み

	第8期目標値			将来推計	
	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
認知症総合支援事業					

④ 生活支援体制基盤整備事業

■ 生活支援体制基盤整備事業の見込み

	第8期目標値			将来推計	
	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和7 (2025)年	令和22 (2040)年
生活支援体制整備事業					

5-2 介護保険事業の適正な運営

(1) ケアプラン点検等による介護給付の適正化

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供できるようなサービスを提供できるよう促し、費用の効率化を図ります。

取組み

- ①要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を実施します。
- ②介護給付費通知制度を検討します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
ケアプランの適正点検を行う事務所数(カ所)	6	6	6
住宅改修等の調査点検の件数(件)	15	15	15

(2) 事業者への指導

各サービス事業者に対し、適正なサービス提供が行われているか、定期的に指導・監査を実施します。

取組み

- ①居宅、施設、地域密着型サービス事業所の指導・監査を実施します。
- ②住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅において、県と連携強化を図り介護サービス指導を実施します。

取組み	第8期目標値		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
事業所集団指導数(回)	3	3	3
事業所実地指導数(居宅、地域密着型サービス事業所)(件)	15	15	15
岐阜県と合同のサービス事業所指導件数(総合事業含む)(件)	4	4	4

(3) 事故防止と事故対応

安心して介護サービス等を利用できるよう、事故の防止や速やかな事故対応、再発防止などに取組みます。

取組み

- ①事故報告書を活用した事故検証を行います。
- ②事故報告に関する再発防止情報を発信します。

5-3 災害・感染症予防対策への支援

(1) サービス利用者への啓発

介護事業所と迅速な情報共有の体制整備を進め、サービス利用者に対して日頃から災害や感染症対策についての周知・啓発を実施します。

取組み

- ①災害予防・感染予防の情報を発信します。

(2) 事業者への支援・指導

日頃から介護施設や事業所等と連携し、災害や感染拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生に備えた平時からの事前準備、災害や感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等が必要となります。

介護施設や事業所等が災害や感染症発生時でもサービスを継続するための備えができていないかを定期的に確認するとともに、介護職員や関係者が感染症に対する知識や理解をした上で、業務に対応できるよう災害や感染症に対する研修の充実、マニュアルに作成・訓練の実施等が必要となります。

取組み

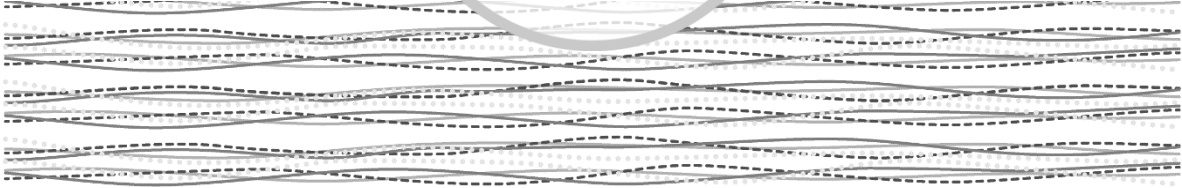
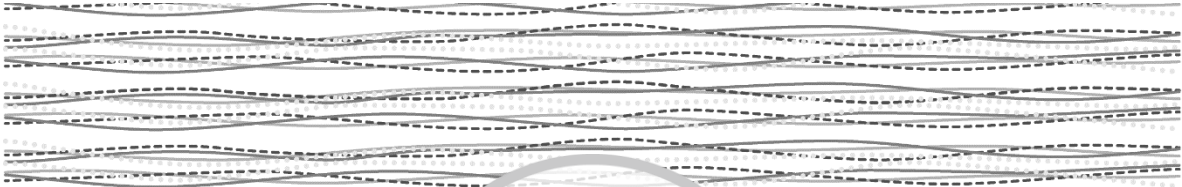
- ①災害時マニュアルの作成・訓練の指導を実施します。
- ②感染拡大予防と発生時の対応への支援を実施します。
- ③サービス提供に関する臨時的措置について情報を提供します。

(3) 発生時の行政・医療関係との連絡・協力

災害や感染症発生時も含めた県や近隣自治体・保健所・協力医療機関等と連携し、情報提供や支援体制、相互協力体制の整備を行います。

取組み

- ①県、近隣自治体及び医療機関との情報共有をします。
- ②被災者支援、感染症対策支援のための相互協力をします。



第5章

介護給付費等対象サービス

第5章 介護給付費等対象サービス

1 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

■ 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

単位：千円

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
居宅サービス					
訪問介護					
訪問入浴介護					
訪問看護					
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導					
通所介護					
通所リハビリテーション					
短期入所生活介護					
短期入所療養介護					
短期入所療養介護					
福祉用具貸与					
特定福祉用具購入費					
住宅改修費					
特定施設入居者生活介護					
居宅介護支援					
小計					
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					
地域密着型通所介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
小計					
施設サービス					
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設					
介護療養型医療施設					
介護医療院(2025・2040年度は介護療養型医療施設含む)					
小計					
介護給付費計					

資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

2 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

■ 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

単位：千円

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護					
介護予防訪問看護					
介護予防訪問リハビリテーション					
介護予防居宅療養管理指導					
介護予防通所リハビリテーション					
介護予防短期入所生活介護					
介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)					
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)					
介護予防福祉用具貸与					
特定介護予防福祉用具購入費					
介護予防住宅改修費					
介護予防特定施設入居者生活介護					
介護予防支援					
小計					
(2)地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
小計					
予防給付費計					

資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

3 地域支援事業費の推計

■ 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
介護予防・日常生活支援総合事業費					
包括的支援事業・任意事業費					
合計					

4 標準給付費の推計

■ 標準給付費の見込み

単位：千円

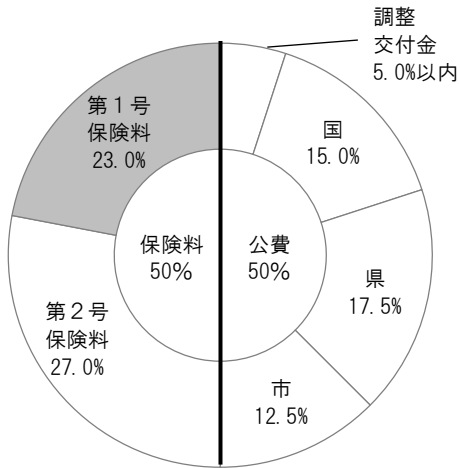
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
総給付費					
特定入所者介護サービス等給付額					
高額介護サービス等給付額					
高額医療合算介護サービス費等給付額					
算定対象審査支払手数料					
総給付費					
標準給付費					

5 介護保険の財源内訳

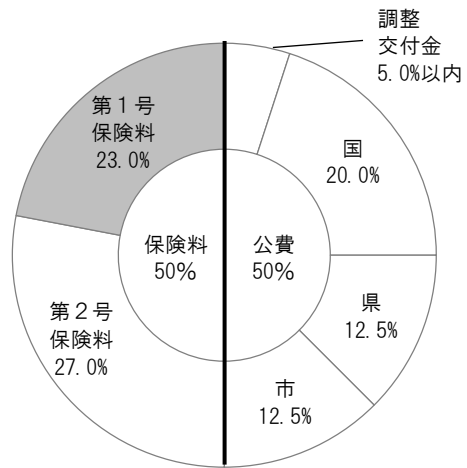
介護保険制度においては、介護保険事業にかかる費用のうち、1割から3割までの利用者負担を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費とされています。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者が賄うことになります。

なお、保健福祉事業については、100%を第1号被保険者の保険料で賄います。

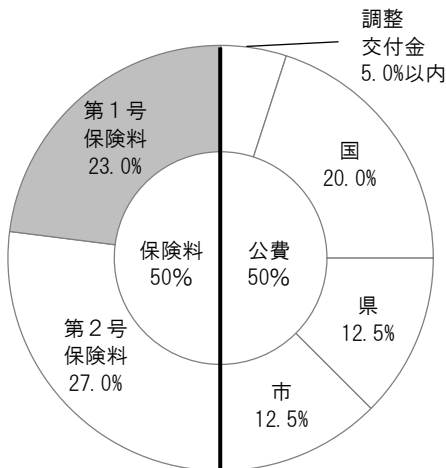
■ 介護給付費（施設分）



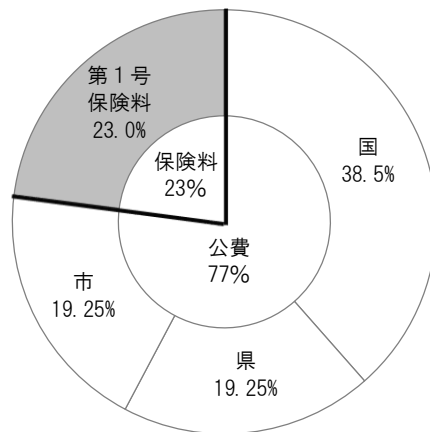
■ 介護給付費（その他分）



■ 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）



■ 地域支援事業（包括的支援・任意事業）



6 第1号被保険者の保険料

第8期介護保険料収納費用額は、以下のとおり算出されます。

■ 第1号保険者数

単位：人

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
第1号被保険者数					
前期高齢者(65～74歳)					
後期高齢者(75歳以上)					
所得段階別加入割合補正被保険者数					

■ 保険料収納必要額の算定

単位：円

	8期合計	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
標準給付費見込額①						
地域支援事業費②(③+④)						
介護予防・日常生活支援総合事業費③						
包括的支援事業・任意事業費④						
第1号被保険者負担分相当額⑤ ((①+③)×23%※1)						
調整交付金相当額⑥ ((①+②)÷5%※2)						
調整交付金見込交付割合⑦ ((23%+5%)-(23%×⑧×⑨))						
後期高齢者加入割合補正係数⑧						
所得段階別加入割合補正係数⑨						
調整交付金見込額⑩ ((①+③)×⑦)						
財政安定化事業交付額⑪						
介護給付準備基金取崩額⑫						
保険料収納必要額⑬ (⑤+⑥-⑩+⑪-⑫)						
予定保険料収納率⑭						
所得段階別加入割合補正後被保険者数⑮						
年額保険料⑯ (⑬÷⑭÷⑮)						
月額保険料 (⑯÷12)						

※1 第1号被保険者保険料割合

※2 調整交付金割合

7 保険料基準額

保険料基準額は以下のとおりです。

第8期保険料基準額	円
-----------	---

・保険料基準月額＝

(保険料収納必要額) ÷ (予定保険料収納率見込) ÷ (所得段階別加入割合補正後被保険者数) ÷ 12月

第8期介護保険事業における第1号被保険者の保険料は、以下のとおりです。

■所得段階別保険料

単位：円

所得段階	調整率	対象者	年額保険料
第1段階	基準額×0.375	生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	
第2段階	基準額×0.575	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	
第3段階	基準額×0.725	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	
第4段階	基準額×0.90	住民税課税世帯で、本人住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	
第5段階	基準額×1.00	住民税課税世帯で、本人住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	
第6段階	基準額×1.15	本人住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	
第7段階	基準額×1.30	本人住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	
第8段階	基準額×1.50	本人住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	
第9段階	基準額×1.70	本人住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	
第10段階	基準額×1.80	本人住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	
第11段階	基準額×1.90	本人住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	
第12段階	基準額×2.00	本人住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	

資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計



多治見市高齢者保健福祉計画 2021

発行日 令和3年3月
発行者 多治見市 高齢福祉課
住 所 〒507-8787
岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
T E L 0572-23-5821 F A X 0572-25-6434
U R L <https://www.city.tajimi.lg.jp/>
